

障害福祉計画策定と精神障害者支援に係る主な視点

○個別給付サービスの見込みへの精神障害関連サービスの反映

介護給付、訓練等給付に係るサービスの見込みに当たっては、以下のような観点を踏まえつつ、精神障害者に係る必要量を反映したものとすることが必要。

- ・ 従来の制度下における精神障害者のサービス利用の伸び
- ・ 受入条件が整えば退院可能な精神障害者の解消に向けて、通常の伸びに加え特に必要と見込まれるサービス利用の伸び
- ・ 精神障害者社会復帰施設から新サービス体系への移行促進 など

※ 介護給付、訓練等給付の実施主体は、原則として入院・入所前に居住していた市町村。

○地域生活支援事業の活用による精神障害者支援

介護給付、訓練等給付に係るサービス以外にも、地域生活支援事業による支援を検討し、取組方針を計画に記載することが必要。

- 〈市町村〉 居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業による支援 など
- 〈都道府県〉 精神障害者退院促進支援事業（→平成20年度予算より、精神障害者地域移行支援特別対策事業に移行）による退院支援、障害者就業・生活支援センター事業による支援など

○精神障害者に係る相談支援体制の構築

障害者に係る一般的な相談支援は、障害種別を超えて横断的に市町村に一元化されることから、精神障害者に係る相談支援体制について、必要に応じて広域での共同実施等を視野に入れつつ整備することが必要。

- ・ 精神障害者に係るケアマネジメント体制
- ・ 医療と福祉の連携による退院時・後の支援など、関係機関・関係者の連携強化
- ・ 人材育成、広域調整など、都道府県による専門的、技術的支援 など

○精神障害に関する正しい理解の促進

障害種別を超えて福祉サービスの提供制度が一元化されることを踏まえ、他の障害と併せ、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害に関する正しい理解の促進に資するための取組が重要。

障害福祉計画において、精神障害者に係るサービスの必要量とその確保方策、相談支援や居住支援など、精神障害者の退院後の地域生活・社会復帰を支える地域体制づくりを推進

各都道府県における障害福祉計画の全国集計結果について(抜粋)

入院中の退院可能精神障害者の減少目標値

(現在)

退院可能精神障害者数
4.9万人

(平成23年度末)

減少数
3.7万人

障害福祉サービス見込量の推移

(平成18年度)

訪問系
サービス

340万(時間分)

(平成23年度)

522万(時間分)

※対18年度
1.5倍

(平成17年度)

日中活動系
サービス

599万(人日分)

(平成23年度)

825万(人日分)

※対17年度
1.4倍

(平成17年度)

グループホーム
ケアホーム

3.4万(人分)

(平成23年度)

8.0万(人分)

※対17年度
2.4倍

(平成17年度)

施設入所系
サービス

15.0万(人分)

(平成23年度)

13.8万(人分)

福祉施設から一般就労への移行

(現在:平成17年度)

年間 0.2万人

(平成23年度)

年間 0.9万人

※対17年度
3.9倍 7

精神障害者退院促進支援事業の流れ(イメージ)

